

## 単品スライド条項の運用要点（大府市）

### 1. 適用開始日

平成20年 8月 1日(金)より適用

平成20年10月15日(水)より適用拡大

### 2. 対象となる「主要な工事材料」

- ・表1のとおり
- ・「鋼材類」、「燃料油」ごとの変動額が請負代金額の100分の1を超えるもの  
(例. 「鋼材類」の変動額が請負代金額の1.5%、「燃料油」の変動額が0.5%の場合、「鋼材類」のみが対象となる)

表1

燃料油	ガソリン・混合油・軽油・灯油・重油の5材料
鋼材類	H型鋼・異形棒鋼・厚板・鋼矢板・鋼管杭・ガードレールダクタイル鋳鉄管類・鉄鋼2次製品・スクラップ等鋼材を主材料として構成されている材料
アスファルト合材	アスファルト合材
生コンクリート	生コンクリート
コンクリート二次製品	ボックスカルバート、ヒューム管、境界ブロックなど
その他	発注者・請負者間の個別協議に基づく

赤は、適用拡大された材料名

### 3. スライド適用の対象工事

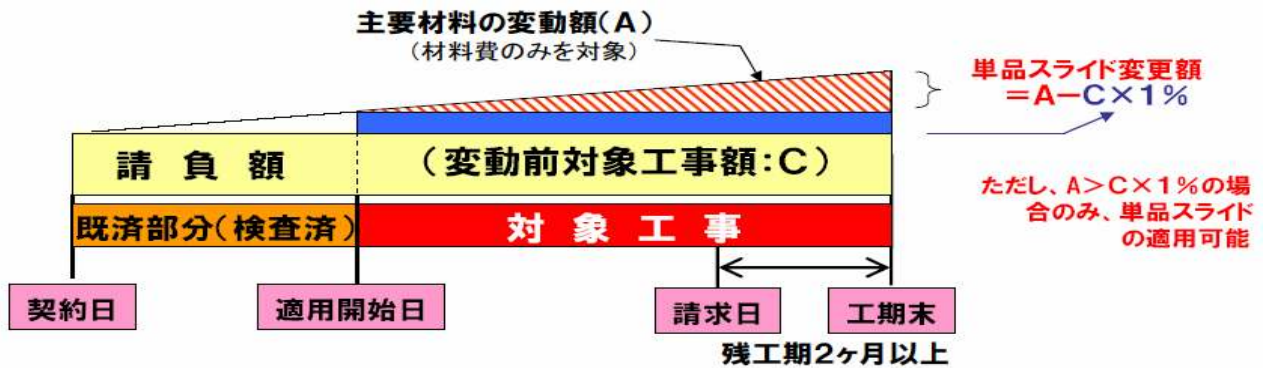
- ・工期の末日が平成20年8月1日以降の「継続中の工事」及び「新規契約工事」
- ・実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再計算した場合に、当初金額より1%以上変動する工事

### 4. スライド額の計算に用いる単価

- ・鋼材類は現場に搬入、燃料油は購入された月の実勢価格  
複数回に分けて搬入・購入した場合は、月ごとの搬入・購入数量で加重平均
- ・請負者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計等の方が発注者積算の実勢価格より低い場合は、請負者の購入代金を用いる。

## 5. スライド額の（S）計算

スライド額（S）＝ $\Sigma$  { (搬入・購入月の実勢価格－設計時点での実勢価格)  
×対象数量 } (A)－変動前対象工事額（C）×1%



### 【スライド額の簡易な計算例】

単位：円

請負金額		200,000,000		1%相当額		2,000,000 (c)	
対象となる 主要材料名	材料名	変動前の金額	変動後の金額	変動額	判定		
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	× (a) < (c)		
	ガソリン	500,000	600,000	100,000			
	小計	1,500,000	1,800,000	(a) 300,000			
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○ (b) > (c)		
	H型鋼	1,000,000	1,400,000	400,000			
	小計	6,000,000	8,400,000	(b) 2,400,000			

※鋼材類のスライド額＝(b)2,400,000－(c)2,000,000＝400,000円

## 6. 請求時期

- (1) 原則として工期末の2ヶ月前まで（ただし、年度末（工期末が2月15日以降）工事は12月15日まで）に請求を行う。
- (2) 工期の末日が平成20年10月1日以降で平成20年12月31日以前の工事については、鋼材類・燃料油を除く主要工事材料に限り、工期満了前かつ平成20年10月31日まで請求できるものとする。
- (3) 12月15日以降に契約する場合など（1）（2）の時期に請求が困難なときは、契約締結後、14日以内に請求できるものとする。
- (4) 証明書類の提出（必須）

請負者は、請負者が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。

## **7. その他**

部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用対象とはしない。(乙の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載があるときは適用可。)